

平成27年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年6月23日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人	副町長 山浦智城	教育長 塩沢勝巳
総務課長 長坂徳三	総合政策課長 斉藤明美	
企画調整幹 中村茂弘	町民課長 青井義和	
建設課長 片桐栄一	農林課長 小平春幸	観光課長 今井一行
会計室長 市川正彦	教育次長 宮坂 晃	
たてしな保育園園長 中谷秀美	庶務係長 竹重和明	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後2時57分

議長（土屋春江君） これから本日 6 月23日の会議を開きます。

本日の会議において蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影を許可してあります。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 議案第60号～日程第 9 陳情第 1 号

議長（土屋春江君） 日程第 1 議案第60号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第 9 陳情第 1 号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情についてまでの 9 件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。榎本真弓総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7 番 榎本 真弓君 登壇〉

7 番（榎本真弓君） 7 番、榎本です。

総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

1. 付託案件

- (1) 議案第61号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第 1 号）について
歳入全款、歳出のうち、【 1 款】議会費、【 2 款】総務費（戸籍住民基本台帳費を除く）、【 5 款】農林水産業費、【 6 款】商工費、【 8 款】消防費、【12款】予備費
- (2) 議案第66号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

- (3) 陳情第 1 号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情

2. 審査経過

本委員会は、6 月11日に付託された標記案件を審査するため、平成27年 6 月19日常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 議案第61号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第 1 号）について
歳入全款、歳出のうち、【 1 款】議会費、【 2 款】総務費（戸籍住民基本台帳費を除く）、【 5 款】農林水産業費、【 6 款】商工費、【 8 款】消防費、【12款】予備費
歳入について、今回の主な補正は、県支出金で再生可能エネルギー基金事業の採択に伴う補助金の補正、平成26年度決算見込に基づく前年度繰越金の増額補正、町債は庁舎耐震補強工事のための緊急防災・減災事業債の増額補正であるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、総務管理費で、社会保障・税番号制度対応に伴う例規整備等の委託料、徴税費で、社会保障・税番号制度対応のシステム整備の補正、企画費では、町づくり事業経費でコミュニティ助成事業及び地域活動助成事業の採択に伴う補助金、地域情報通信費で、平成27年度地域情報通信基盤整備事業において整備したサーバー機器等の更新に伴う備品購入、統計調査費では、国勢調査事務に係る臨時職員賃金、コミュニティ費で、権現の湯事業経費で計画的に実施している温泉ポンプ入替にかかわる工事の増額補正、【5款】農林水産業費では、農業振興費で、町内飲食店で立科町農畜産物を提供している施設への表示板の貸出事業の補正、【6款】商工費では、観光費で、補助金を受けて実施する外国人旅行者受入環境整備事業に係る無線LAN環境整備補助金、道路案内看板老朽化により2基の撤去及び1基の設置工事の補正、【8款】消防費では、防災費で、再生可能エネルギー基金事業及び緊急防災・減災事業債を活用した役場庁舎の太陽光発電設備、庁舎耐震補強工事に係る設計管理等委託料及び工事請負費の補正、【12款】予備費で、歳入歳出の調整との説明を受け、賛成多数で可決しました。

(2) 議案第66号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)について

全会一致で可決しました。

(3) 陳情第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情意見書(例)の一部の修正を行うこととし、全会一致で採択しました。

3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長(土屋春江君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番(森本信明君) 8番、森本です。

それでは、社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過報告の中で議案としてご説明申し上げていきたいと思っております。

審査経過

本委員会は、6月11日に付託された標記案件について、6月18日常任委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

(1) 議案第60号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第61号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第1号)について
歳出のうち、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費)、【3款】民生費、
【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費、【3款】民政費について
社会保障費では、障害者支援事業の自動車改造費補助金の増に伴う補正、児童福祉
費では、児童館長採用による準職員賃金及び雨漏り等の修繕工事費の補正、保育園職
員1名の人事異動による減額補正との説明を受けました。

【4款】衛生費について

保健衛生費では、成人老人保健事業の全自動血圧計の購入に伴う補正、清掃費では
鉄製ダストボックスの更新に伴う補正及び佐久市・北佐久郡環境施設組合職員の増に
伴う負担金の増額補正との説明を受けました。

【7款】土木費について

道路橋梁費では、委託料について、白樺湖周遊ジョギングコース及び五本木前線の
測量設計の計上であるとの説明を受けました。

【9款】教育費について

教育総務費の事務局費では、小学校音楽会に係るバス代等の補助、中学校費では、
学校管理地環境整備に係る委託料の補正、社会教育費では、公民館管理準職員賃金及
び集会所施設関係補助金の補正が主なものと説明を受け、原案を全会一致で可決をし
ました。

(3) 議案第62号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)につい
て

全会一致で可決しました。

(4) 議案第63号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ
いて

全会一致で可決しました。

(5) 議案第64号 平成27年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第
1号)について

全会一致で可決しました。

(6) 議案第65号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について
全会一致で可決しました。

(7) 請願第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見
書提出の請願

本件については、請願の趣旨には賛同するものの、内容について具体性に欠けるこ
とがあることから、趣旨採択と決定しました。

3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則

第77条の規定により報告します。

以上であります。

議長（土屋春江君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 4番、村田です。

議案第61号 立科町一般会計補正予算（第1号）について反対の立場で討論をいたします。

この補正予算は米村町長が初めて手がける予算であり、一定の公約が反映されたものであると考えます。

総額1億2,400万円余の追加補正が組まれました。大きなものとして、防災費で1億円の補正が組まれました。役場庁舎が、いざというときの災害対策本部となることから、庁舎の耐震補強工事と太陽光発電設備など、災害対策本部としての機能を果たすための事業予算となっています。

また、地域情報通信経費として5,400万円余が生まれ、地域情報通信基盤整備施設の更新の予算が組まれました。北部地区だけではなく、中尾、美上下、蓼科地区がインターネットや行政情報が伝えられるよう、設備が23年3月には完了した事業だそうです。

ことしの7月15日にはサービスの期限が来るということで、更新予算が組まれました。しかし、5年ごとに機器の更新が必要とのことで、その都度5,000万円を超える予算が必要になるとの説明がありました。この事業は、蓼科ケーブルテレビに委託をしていますが、経費の縮減ができないか、更新期間を延長できないか、研究を求めるものです。

さらに、蓼科区の観光振興の条件整備として、外国人観光客誘致に向けて無線LANの整備、掲示板の修繕改良やジョギングコースの新設、立科産農産物消費拡大のために広告掲示などの施策展開が盛られています。ほかにも、児童館の雨漏り修繕など、必要な事業が盛られていると思います。

私が賛成しかねる唯一の事業は、マイナンバー制度導入への前のめりの施策展開です。今回は、例規集の見直しが予算に盛られています。今、日本年金機構による個人情報的大量流出が大きな問題となっております。名前・住所・生年月日・基礎年金番号など、4要件が記されたデータ約125万件が流出したと言われていています。さらに、東京商工会議所のパソコンから最大1万2,000件、セミナー参加者の情報が流出したといわれています。

役所の持つ情報は、私たちの生活全てにわたる情報です。税・福祉・児童手当・介護など、多岐に及んでいます。これがマイナンバーで統一されれば、国によって私たち国民のプライバシーが全て握られることになり、何に利用されるかわからないという不気味さを感じます。また、一たびハッカーなどによって流出されれば、その被害は、はかり知れないと感じます。早速、この問題を利用した詐欺まがいの事件が起りました。

ことし7月の世論調査では、マイナンバー制度で最も不安に思うこととして、情報の漏えいやプライバシー侵害、不正利用による被害を、それぞれ3人に1人が挙げています。この不安が的中した形となる事件が起りました。

政府は、さらにマイナンバーの利用分野を銀行預金と予防接種、メタボリック症候群検診に広げるための法案も審議しています。制度が始まってもないのに、利用を上げようとしています。

私は、マイナンバー制度導入には反対です。別に一元管理されなくても、それぞれの事業で連携をとりながらやれば問題はないと思います。これほど大きな問題を引き起こしているのに、それへの対応策や検討もなしに、接続を前提にして事業を急ぐ必要はないと考えます。

準備作業を中断し、導入の是非を含めて議論し直すよう政府に求め、また町としても本当に導入する必要があるのか、その費用対効果の検証など、独立した自治体として真剣に議論する必要があります。

以上、この事業の削除を求めて反対討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに反対討論ありますか。反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

平成27年第2回立科町議会定例会に上程されました議案に対しまして賛成の立場で討論を行います。

議案第60号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、低所得者の保険料の軽減を図るため、減額賦課に係る保険料を3万2,700円から2万9,500円に、3,200円減額改定するもので、減額対象者は約330人となるため、賛成するものです。

議案第61号 平成27年度立科町一般会計補正予算では、歳入歳出それぞれ1億2,416万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ47億4,316万7,000円とするものです。

主な歳入は、社会保障・税番号制度システム整備に伴う国庫補助金が382万円、再生エネルギー基金事業に伴う県補助金が3,000万円、前年度繰越金が4,000万円、町債による町の借入金で4,220万円となっています。

歳出では、コミュニティ助成事業に360万円、地域活動助成事業に100万円、地域情

報通信経費として5,410万4,000円、権現の湯ポンプ入れかえ工事に481万7,000円、児童館雨漏り補修工事に183万3,000円、白樺湖交差点案内看板改修工事に770万1,000円、白樺湖周遊ジョギングコース並びに平林真蒲先線道路改良工事に1,265万8,000円です。どの事業につきましても、地域の活性化とあわせ、今後早急な対応が求められるものであります。

また、役場庁舎太陽光発電整備工事に5,690万7,000円、役場庁舎耐震補強工事に4,226万5,000円であり、災害発生時の拠点となる役場庁舎の耐震化は緊急性の高い事業と思われれます。

また、庁舎に太陽光発電施設を設置すれば、自然エネルギーの活用と緊急時の電源確保に大変有効になると考えられます。そのため、賛成するものです。最近、浅間山の噴火、ゲリラ豪雨や竜巻の発生など、今までになく、自然災害の脅威がふえる傾向にあります。災害発生時には、公共施設が避難場所となることを考えると、今後その他の公共施設の耐震化並びに太陽光発電施設の増設を望むものです。

議案第62号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算については、職員の異動に伴う給料等の補正のため、疑義がなく、賛成するものです。

議案第63号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算につきましては、561万円の一般会計繰入額を減額補正し、有利な公営企業会計適用債を活用するもので、健全財政に寄与するため、賛成するものです。

議案第64号 立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算につきましては、処理場の屋根の防水工事に伴う設計管理委託料のため、必要と認め、賛成するものです。

議案第65号 立科町水道事業会計補正予算並びに議案第66号 立科町索道事業会計補正予算につきましては、職員の異動に伴う給料等の補正のため、疑義がなく、賛成するものです。

今後、国の地方創生の流れの中で関連事業がふえることが予想されます。人口減少対策と地域活性化に向けての積極的な事業推進に期待します。

以上、私の賛成討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに賛成討論はありますか。6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 6番。

私は、本定例会に上程された議案第60号から議案第66号までについて賛成の立場で討論いたします。

議案第60号は、介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでした。これは、国の法律の改定に基づき、保険料を改正するものです。

議案第61号は、平成27年度一般会計の補正予算でした。これは、歳入歳出に、それぞれ1億2,416万7,000円を追加し、歳入歳出予算歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億4,316万7,000円とするものです。

全体としては、前の町長の任期中である昨年度に作成した本年度の骨格予算に、現

時点で必要な補正を加える内容となりました。

以下、補正予算歳出についての所感を述べます。

補正内容のうち、権現の湯のポンプの入替や児童館の雨漏り等の修繕に係る工事費、中尾・美上下から白樺高原にかけての地域情報通信機器の更新に係る費用、高原観光地の案内看板の工事費用などは、それぞれ国や県からの補助金に依存しない町の一般財源からの支出額が大きくなります。しかし、住民サービスの低下や観光イメージを損なうことのないよう速やかな対処が望まれます。

今回の補正予算には、立科産の農畜産物を扱う店舗等の表示、外国人旅行者の受入環境の整備、白樺湖畔のジョギングコースの整備など、新規事業に係る予算も計上されました。

これら新規事業の中で最も予算規模が大きいのは、役場庁舎に耐震補強工事を施しつつ、太陽光発電システムを導入する防災拠点づくり事業です。

この事業は、長野県の再生可能エネルギー基金事業交付金3,000万円と、国が7割を負担する緊急防災・減災事業債を活用したもので、総額9,917万4,000円の予算が計上されました。この運用に当たりましては、役場庁舎が損害を受け、災害対策本部として使うことができない場合も想定して、蓄電池を持ち運び可能なものとするなど、より有効な設備仕様を検討していただきたいと思えます。

議案第62号の介護保険特別会計補正予算、議案第63号の下水道事業特別会計補正予算、議案第64号の白樺高原下水道事業特別会計補正予算、議案第65号の水道事業会計補正予算、議案第66号の索道事業特別会計補正予算については、それぞれ必要に応じて適切に計上されていると認めます。

これで、本定例会に上程された議案第60号から議案第66号までについて、私の賛成討論を終わります。

議長（土屋春江君） ほかに賛成討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから日程第1 議案第60号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第61号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長報告は賛成多数です。この採決は起立によって行います。本案

に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認をしてください。

賛成多数です。したがって、議案第6号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第62号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第7 議案第66号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの5件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第7 議案第66号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの5件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 請願第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書提出の請願についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第9 陳情第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第10 発議第4号

議長（土屋春江君） 日程第10 発議第4号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。遠山事務局長。

議会事務局長（遠山一郎君） 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する意見書。

政府は、6月24日「規制改革会議答申」を受け、「農林水産省・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためとして農協・農業委員会等に関する改革の推進を提起しています。

今提起されている「農業改革」は、農業生産法人による農地の集積・集約化、新規参入の促進、農業生産法人要件の緩和等、農業を企業のもうけの場に解放するために、その障害となる農業委員会や農協を解体しようというものです。さらに、いのちの源・食糧生産を担う地域農業を壊し、食の安全・安定供給や農業の持つ多面性機能をも失わせ、地域を支える生業や雇用を奪うことにもつながるものです。

農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農業者の意見表明の場を奪うことになります。

また、農協のあり方に政治が介入することは、ICA（国際協同組合同盟）も批判しているように、農業協同組合原則を否定するものであります。

政府が進めようとしている農協中央会の新たな組織への改編連合会の株式会社化、単協から信用事業を奪うことは、総合事業を通して地域のインフラを提供し、地域経済を支えている農協事業の役割を否定するもので、地域と雇用の崩壊をもたらします。

国連は、2014年を「国際家族農業年」とし、食糧危機の解決と食料主権確立のための持続可能な農業のあり方として、家族農業経営の普及をよびかけました。安全な食料の安定供給や環境保全、人の住める地域を守るためにも、家族農業経営を守り育て、それを支える農協や農業委員会の機能を強化することこそ必要です。

以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第99条に基づき、議会の議決をもって強く要請し、意見書を提出します。

記

1. 食料自給率の向上を目指すこと。
2. 協同組合の自主性を守り、農協の株式会社化等への組織改編、独占禁止法の適用除外等を含め、強制的に法律で押し付けないこと。
3. 「農業改革」は地域経済やインフラを破壊し、地域の雇用を奪うものであり、中止すること。
4. 農業委員の公選制を維持し、農業委員会の機能を充実させること。
5. 所有方式による企業の農業参入など、農地制度の改定は見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長宛て。

立科町議会議長。

以上です。

議長（土屋春江君） 本案について提出者の説明を求めます。7番、榎本真弓君。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

ただいま事務局長の朗読のとおりであります。よろしくご審議いただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（土屋春江君） これから本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これから本案について採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する陳情は、原案のとおり決定されました。

ここで暫時休憩をします。第1委員会室において全員協議会を開催します。再開は2時30分からです。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時30分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第11 発議第5号

議長（土屋春江君） 日程第11 発議第5号 集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。

議会議務局長（遠山一郎君） 発議第5号 立科町議長宛て。

提出者 村田桂子。

賛成者 今井 清。

集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書（案）。

今国会に政府が提出した集団的自衛権行使を具体化する一連の法案は「日本を海外で戦争できる国にするものだ」と多くの国民が懸念しています。

首相は一連の法案を「平和安全法制」としてはいますが、その実態は、日本の平和と国民の安全に寄与するものではなく、結果としてアメリカが行う戦争に、世界中のどこでも参加することになり、憲法前文や第9条の戦争放棄、武力不行使の原理から大きく逸脱することが懸念されています。

6月4日に行われた国会憲法審査会での憲法学者の意見聴取では自民党推薦の憲法

学者を含め3人全員が集団的に自衛権の行使容認を「憲法違反」としました。また、どの世論調査でも国民の圧倒的多数が「反対」、「急ぎ決める必要がない」としています。

戦後、日本政府は一貫して「日本に対する武力攻撃がない下での武力行使は許されない」、「海外での武力行使は許されない」としてきました。しかし、今回提出された一連の法案は従来の政府見解を180度転換するものです。

日本は戦後70年間、憲法9条の平和主義を掲げ、国際紛争の解決や武力や脅しに求めることなく国際的な信用を獲得してきました。国際情勢が不安定な今こそ、憲法9条の精神で国際貢献すべきです。

よって、1、集団的自衛権の行使を具体化する法案は撤回すること。

2、憲法を遵守し、国際紛争の解決手段としての武力行使は、一切放棄すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

立科町議会名ということです。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、防衛大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上です。

議長（土屋春江君） 本案について提出者の説明を求めます。4番、村田桂子君、登壇の上、説明願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 4番。

それでは、集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書提出の提案理由を申し上げます。少し長くなりますが、ご理解をお願いいたします。

現在、衆議院において議論されている安全保障関連法は、11本の法律を2本の法律にまとめて、この夏までに成立させようと提出されたものです。名前こそ、「安全」、「平和」とついておりますが、その内容は昨年7月1日に行われた集団的自衛権行使を容認する閣議決定を具体化する法改定にほかなりません。すなわち、日本が海外で武力行使をすることに道を開く危険性が高いことから、戦争法案と呼ばれている法案です。

政府の5月27日からの国会提出から1カ月がたとうとしています、この間の国会審議からも、この法案の中身をまともに国民に説明できない安倍内閣の憲政史上最悪の答弁ぶりが明らかになっています。審議が頻繁に中断するのも、担当閣僚が法案の危険性をごまかして抽象的な説明を繰り返し、答弁不能に陥って、同じ答弁しか返せないためです。集団的自衛権をどんな事態で行使するかなどの核心問題について、抽象的な説明や政策論に終始し、審議の前提となる資料提出も、まともに応じていません。

なぜ、こうした事態になっているのか。

戦争と武力行使を放棄した憲法9条のもとで、この法案が米国のあらゆる戦争に参加を可能にするものという根本的矛盾があらわになり、法案の憲法的根拠が土台から崩壊、崩れているからです。

6月4日の衆院憲法審査会では、参考人の憲法学者3氏全員が法案に違憲、憲法違反を宣告しました。

6月5日には、法案の合憲性を追求された中谷防衛相は、「現在の憲法をいかにこの法案に適用させていけばいいかという議論を踏まえて閣議決定した」と、憲法無視の本音をぼろりと漏らしました。

国政は、憲法の規定によって行わなければならないとした立憲主義を全く理解しない憲政史上最悪の答弁との批判が広がりました。

また、政府の言う武力行使と一体化しない後方支援だから合憲という主張は、国際法上も通用しないことが党首討論などで明らかになりました。政府の言う後方支援は、国際的には軍事上の兵站活動であり、武力活動と一体不可分であり、軍事攻撃の格好の目標と見なされるものです。

17日の報道ステーションに登場した中島岳志北海道大学公共政策大学院の政治学教授は、こう語りました。太平洋戦争におけるインド北東部侵略のインパール作戦で、兵站がなかったために多数の兵士が餓死した歴史を指摘し、ここから得られる軍事的教訓というのは、「戦闘行為と兵站というのはセットになっているということだ」と述べ、さらに、この2つは不可分なものと国際的には見なされており、逆に言えば、この兵站というのは攻撃の対象にもなる前方での戦闘と後方支援は同じであり、戦闘行為は戦闘行為だと述べ、後方支援は軍事力行使ではないとの政府の詭弁をきっぱりと指摘しています。

以上、政府提出の安全保障関連の法案は、第1に、これまでの専守防衛という日本のあり方を180度転換するものであること、2、日本が直接攻撃されていなくても、外国が引き起こした戦争を支援することで攻撃の対象となり、その結果、戦争に巻き込まれる危険性が大きいこと、つまり集団的自衛権行使は憲法違反であること、3つ目、PKO法などの改定で、これまで政府が戦闘地域と言っていた戦闘現場以外での治安維持・巡回・検問・警備などの活動の拡大により殺し殺される危険性が格段に増すことが明らかとなりました。

今、こうした法案の危険性が明らかになるにつれ、急速に反対運動が広まっています。弁護士会、ジャーナリスト協会はもちろんのこと、これまで日本の政界を担ってこられた山崎拓氏など、重鎮の方からも反対の意見表明がされています。

県内の市町村議会からも、反対・撤回・廃案・慎重審議を求める意見書が次々と上がっています。

また、6月22日の信毎では、安保法案の違憲だと考える人が56%、反対、今国会で

議決することに反対の人は58.7%、共同通信社のアンケートを載せています。

政府のとるべき道は、ただ一つです。提出した法案が憲法に違反することを認め、日本のこれまでのあり方を根本から変えるものであるという憲法学者の皆さんの意見を真摯に受けとめて撤回することです。また、国会においても廃案にすることを求めます。日本の国のあり方を根本から変えるこれらの法案を、わずかな審議で国民に納得できる根拠も示さず、強行することは許されません。

以上の理由から、国に対して意見書を提案します。各議員におかれましては、ご理解をいただき、ご賛同いただけますようお願いいたしまして、意見書案の提出といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（土屋春江君） これから発議第5号 集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書の提出に対する質疑を行います。質疑はありますか。——これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本真弓です。

まず、冒頭に申し上げます。

1992年、国連平和維持活動法、いわゆるPKO法の成立のときも、戦争に巻き込まれるなどと大きな批判が起きました。私は、集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書に対し、不採択の立場で討論いたします。

今、日本を初め、世界を取り巻く安全保障の状況は、目まぐるしく緊張状態にあります。核兵器や弾道ミサイルなどの大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが各地に拡散しています。日本の近隣においても、日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し、核兵器も開発しているという報道もあります。日本人も犠牲になっている国際テロ、そしてサイバーテロの脅威も深刻です。今や、脅威は容易に国境を越えてやってきます。こうした中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況にあっても、対応できるすき間のない安全保障体制を構築する必要があります。

今回の法整備の目的の一つは、自国防衛のための日米防衛協力体制の信頼性・実効性を強化することにあります。平時から有事に至るまで、すき間のない法整備をすることによって、日ごろから日米間の連携や協力が緊密にできるようになります。こうした日ごろからの十分な備えが、結果として抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことができます。

一方で、国際社会の平和と安全に貢献することが大変重要です。なぜなら、国際社会の平和と安全があつてこそ、日本の平和と繁栄を維持できるからです。

これまで日本は国際平和協力の場面では、20年余りにわたって自衛隊がその役割を担ってきました。その経験と実績を踏まえ、国際協力のための法制を改めて整備する狙いがあります。

ただ、日本の平和と安全を守るといっても、大切なのは紛争を未然に防ぐための平和外交努力です。この努力を尽くす中で、安全保障整備による抑止力の強化も紛争の未然防止につながります。昨年夏の閣議決定は、憲法9条のもとで許される論理的整合性や法的安定性というものを十分に配慮した上で自衛の措置発動の新3要件が定められ、憲法法案に全て明記されています。

したがって、自衛権の発動は、あくまで専守防衛であり、自国防衛に限って許されるものであり、他国防衛のための集団的自衛権、いわゆる国連憲章第51条で認められるところのフル装備の集団的自衛権は認められてはおりません。

国会答弁で、安倍首相は、国連憲章第51条で認められている集団的自衛権の行使一般を認めるものではなく、他国の防衛、それ自体を目的とする集団的自衛権を認めるものでもないと言明しています。

自衛隊の活動範囲と、その行動が広がることを懸念しているとの話もあります。今国会の中で議論されている部分ではありますが、その懸念があるからこそ、新3要件を明示し、自衛隊海外派遣の3原則、またPKO参加5原則を取り決め、武力行使の拡大解釈にならないように、また自衛隊の安全の確保をどうするか、二重三重の縛りを設けております。

自衛隊の武力行使については、自国防衛の自衛の措置に限って許され、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使はできないとする政府の憲法9条解釈の根幹は維持しております。

今回の平和安全法制は、国民を守るため、すき間のない防衛体制を整備するとともに、国際社会の平和と安全のための貢献を進めることを目的としており、憲法9条のもとでできることと、できないことを整理したものであります。

先日の憲法調査会で、憲法学者がいずれも、「今回の安保法制を違憲である」と述べ、自民党の高村副総裁は、「違憲かを決めるのは憲法学者ではなく、政治家である」とコメントしました。ですが、学者の意見については謙虚に参考にしなければならないと考えます。

しかしながら、憲法13条で、最大の尊重を要する、その責任を負っているのは政府や国会であります。憲法に基づいて、自衛権のあり方、国際貢献のあり方を決めていくのは政府国会であります。

1992年、国連平和維持活動法、いわゆるPKO法成立のときも、戦争に巻き込まれるなどと実態に基づかない一方的な批判が起きました。単に、不安や恐怖をあおるのではなく、世界の中における日本の置かれた状況を冷静に見きわめ、反対のための反対ではなく、国をどう守るか、国民の安全をどう守るかであり、今まさに国会で審議されているところであります。

静岡県立大学小川和久特任教授は、「国民の不安をあおるような報道が目立つが、ジャーナリズムは傍観者ではない。国会もジャーナリズムも民主主義国家における国

民の代表であり、両者が健全であってこそ、平和安全法制は適切に運用される」と述べられています。

平和外交で緊張を緩和していくのは大前提であり、その上で万が一に備え、日本の平和と安全を守るために、すき間のない法整備をし、戦争を抑止するための法案であります。

今回の審議を中止し、立科町議会は慎重に配慮すべきと考えます。議員各位におかれましては、地方議会として賢明な判断を賜りますようお願い申し上げます、以上、意見書提出に異議を唱え、反対討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに討論はありますか。6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 6番。

私は、発議第5号で提案された集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書の提出に反対の立場で討論いたします。

現在、国会審議中の法案の撤回を立科町議会、一地方議会が求めてもよいものでしょうか。法律の制定は、立法府である国会の役割、そして法律の審議は国会議員に委ねられるべきではないでしょうか。本案提出者の主張や高まる世論には、一定の理解を示しますので、意見書の内容が法案の慎重審議を求めるものならば、賛成いたします。

しかし、当町町民の皆さんの意識調査も不十分な中、町議会の総意として法案の撤回を求めるものであれば、適当ではないと思います。

以上で反対討論を終わります。

議長（土屋春江君） ほかに討論はありますか。——これで討論を終わります。

これから発議第5号 集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書の提出についてを採決します。この採決については起立によって行います。発議第5号 集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書の提出について決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認願います。

議員は、着席してください。

起立少数です。したがって、発議第5号 集団的自衛権行使を具体化する法案の撤回を求める意見書は提出しないことに決定しました。

◎日程第12 発議第6号

議長（土屋春江君） 日程第12 発議第6号 立科町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。両角正芳議会運営委員長、登壇の上、説明願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） 議会運営委員長の両角です。

発議第6号 立科町議会会議規則の一部改正について提案理由の説明をいたします。

先般、全国町村議長会において、標準町村議会会議規則が改正されました。この内容は、議会における欠席の取り扱いに関して、昨今の社会情勢を勘案し、出産による欠席の届け出に関する規定を新たに設けるものであります。

これに伴い、立科町議会会議規則においても同様の取り扱いをするべく、第2条の次の1項を加える。

第2項、「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。附則 この規則は、公布の日から施行する」とするものです。地方自治法第120条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議の上、採択賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（土屋春江君） これから本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号 立科町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号 立科町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、可決されました。

◎日程第13 発議第7号

議長（土屋春江君） 日程第13 発議第7号 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして会議を閉じます。

平成27年第2回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、3時10分から第1委員会室において全員協議会を開催しますので、お集まりください。

(午後2時57分 閉会)